

労務ROAD

社長が入れる労災保険のことなら

『葛城経営研究会』

詳しくは、06-6264-6543 まで！

河本社 労士事務所

(編集担当: 伊藤)

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1-9-26 船場 IS ビル 5F Tel: 06-6264-6264 Fax: 06-6264-6265

アルバイトの労働条件をご確認ください！

新年度から夏に向けて、大学生・高校生のアルバイトを新規採用した、または採用を考えているという会社も多いと思います。厚生労働省では、アルバイトを始める学生が多い4月から7月まで「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンとして広報活動やリーフレットの配布を実施しています。学生アルバイトに限ったことではありませんが、労使間のトラブルの多くは労働条件に関するものです。トラブルを避けるためにも再度確認しておきましょう。

★アルバイトにも労働基準法は適用されます！！

給料や労働時間、休暇などの主な条件についての最低限の基準を定めた「労働基準法」は、正社員・アルバイトなどの働き方に関係なく適用されます。採用の際には労働条件についてしっかり示すように義務付けられており、以下の6項目については書面で通知することになっています。

- ①労働契約期間 (契約はいつまでか)
- ②契約更新の有無 (契約期間の定めがある契約を更新するとき)
- ③就業場所、業務内容 (仕事をする場所、仕事の内容)
- ④勤務時間、休憩時間等 (仕事の開始と終わりの時刻、残業の有無、休憩時間、休日休暇、勤務シフトなど)
- ⑤賃金 (バイト代の決め方、計算と支払いの方法、支払日)
- ⑥退職 (辞めるときの決まり、解雇など)

また「パートタイム労働法」では、これらに加えて、「昇給の有無」「退職手当の有無」「賞与の有無」を明示することが義務付けられており、平成27年4月1日の改正により雇用管理に関する「相談窓口」を明示(相談担当者の氏名・部署・連絡先等)することも義務付けられました。

★アルバイトでも残業手当の支払いが必要です！！

1日8時間以内、1週間40時間以内という労働時間のルールは、当然ながらアルバイトにも適用されます。1日8時間または1週40時間を超えた場合は通常の賃金の25%以上の割増賃金、午後10時から午前5時までに働いた場合は25%以上の割増賃金(深夜手当)の支払いが必要になります。

また、18歳未満については深夜労働も残業(1日8時間超の労働)も禁止されています。

★アルバイトでも仕事 中の怪我は労災保険の対象です！！

仕事が原因の病気や怪我については、正社員・アルバイトなどの働き方に関係なく、また1日だけの短期間アルバイトも含めて、労災保険の対象となります。

★アルバイトでも、会社都合で自由に解雇することはできません！！

アルバイトであっても簡単に解雇することはできません。合理的な理由と少なくとも30日前の解雇予告または解雇予告手当の支払いが必要になります。



【厚生労働省より】

まもなく締切！

「採用に成功した企業は業績も伸びる！！ 超採用力セミナー」

【日時】平成30年6月8日(金) 16:00～ 【場所】大雅ビル5階 第1会議室

景気回復により「売り手市場」の様相が強まる新卒・中途の採用市場。将来的に若者の労働人口の減少が見込まれる中で、各企業とも、少しでも良い人材を確保しようと活発な採用活動を展開しています。そんな人材争奪戦の激化で、「なかなか応募がない」「いい人材が来ない」と採用に疲れてはいませんか？本セミナーでは成功事例を基に、母集団形成方法や人材採用により業績アップを実現した方法をお伝えします。ぜひご参加くださいませ。

お申込みはこちらより⇒[お申込みフォーム](#)詳しくはこちら！⇒<https://k-s-j.net/>